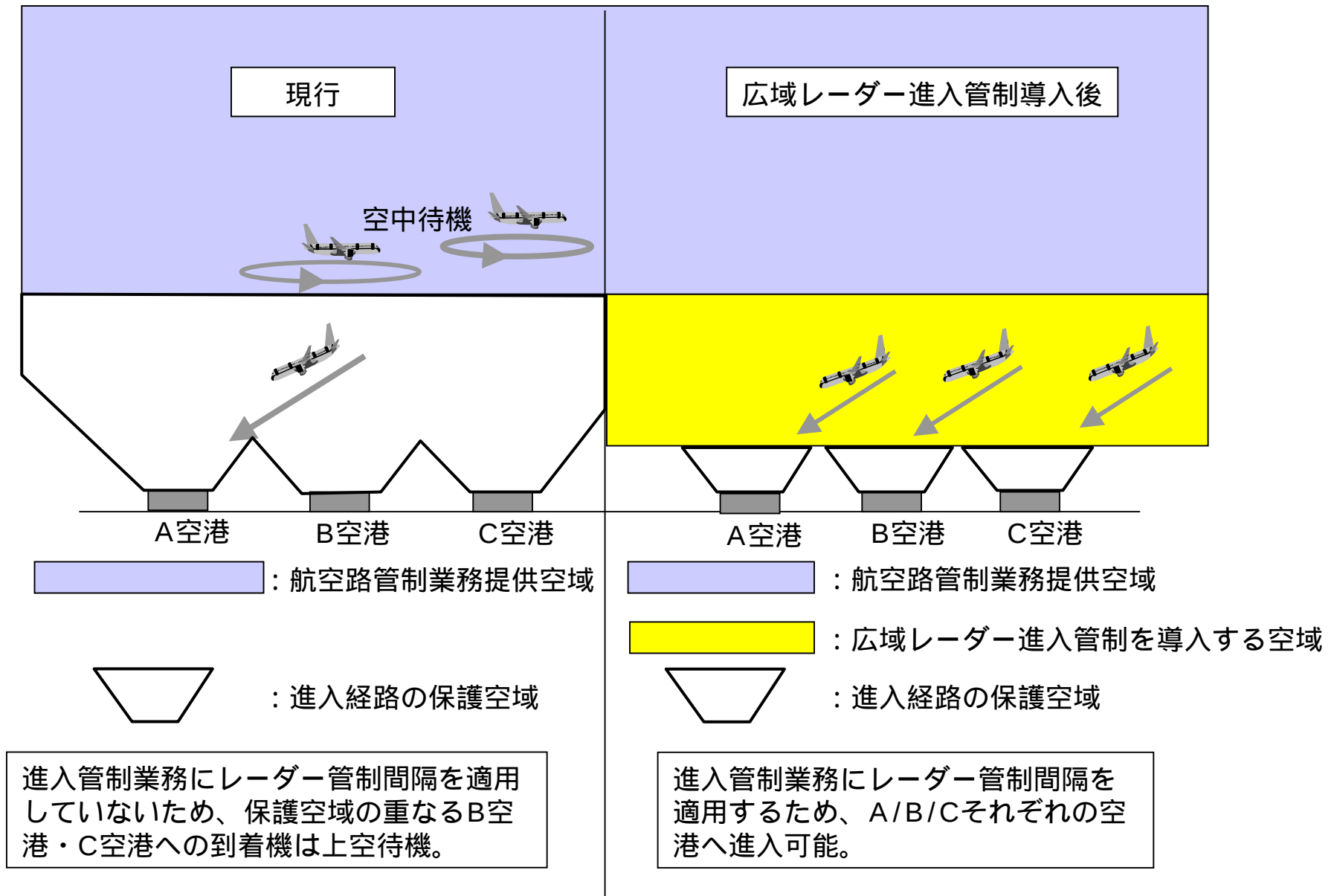


システムの名称	広域レーダー進入管制業務	
システムの概要	航空路監視レーダーの覆域を補完するため空港にモノパルス測角方式の二次監視レーダーを設置し、航空交通管制部においてレーダーを用いた進入管制業務を実施する。 また、航空交通管制部と飛行場管制所間の迅速な連絡調整のための音声回線、空港の気象情報取得のためのWRUの分岐、飛行場管制用タワーブライツ等を整備する。	国際動向
		● 海外に存在しない広域レーダー進入管制 ターミナルレーダー管制機関が、複数の空港に対する進入管制業務を実施する広域ターミナルレーダー管制機関(米国におけるTRACON等)は存在するものの、航空交通管制部において複数の空港に対して、レーダーを使用し進入管制業務を提供している国については、その存在を把握していない。
導入の必要性	● ターミナルレーダー管制業務が提供されていない小規模空港の存在 全国には多くのターミナルレーダー管制業務の提供を受けていない小規模空港が存在しているが、これらの空港は運用時間の延長や滑走路の延長等施設整備がなされており、航空需要の拡大により交通量は年々増加の一途をたどっている。 これらの空港に対する進入管制業務は航空交通管制部が実施しているが、航空路監視レーダーの覆域外である低高度ではレーダー管制業務が提供できないことから出発、到着機に過度の遅延を強いる状況となっている。このため、これら小規模空港群に対するレーダーを使用した進入管制業務を実施し、遅延を縮小する必要がある。	導入の効果
		● 空港出発/到着機の遅延縮小 レーダー覆域の拡大により、現在よりも低高度までレーダー管制業務の適用が可能となるため、空港出発/到着機の遅延を縮小できる。このことにより、空中待機等の回避による燃料費の削減や航空旅客へのサービスの向上等の効果がある。

広域レーダー進入管制業務

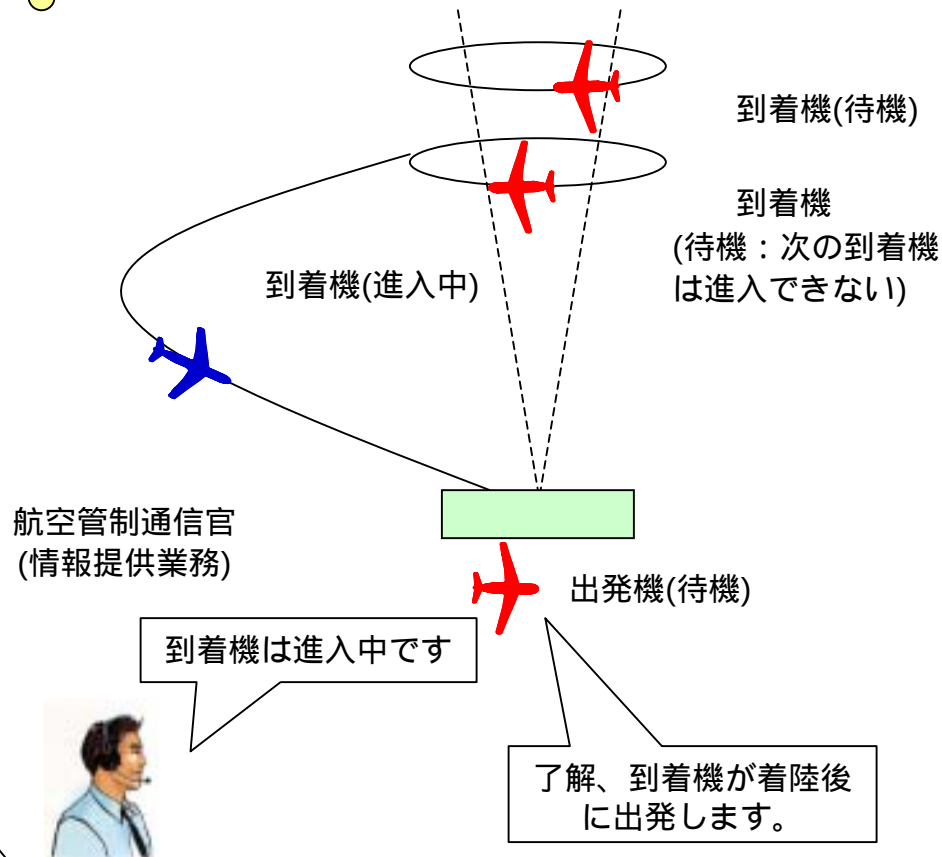


システムの名称	飛行場管制業務の拡大	
システムの概要	管制通信官が配置され、管制業務が提供されていない空港(管通空港)があるが、これらの中で、近年の交通量の増大に伴い、多くの遅延が発生している空港があることから、これらの空港において、遅延解消策の実施がユーザーから強く望まれているところである。昨今の厳しい要員事情のなかで当面の要員確保が可能な範囲において、優先順位を見極めて飛行場管制業務を導入することとする。	国際動向
導入の必要性		導入の効果 ● 効率的な運航の確保 飛行場管制業務の導入に伴い、より効率的な運航が確保されることにより、遅延の削減を図ることができる。

航空管制官と航空管制通信官の業務比較

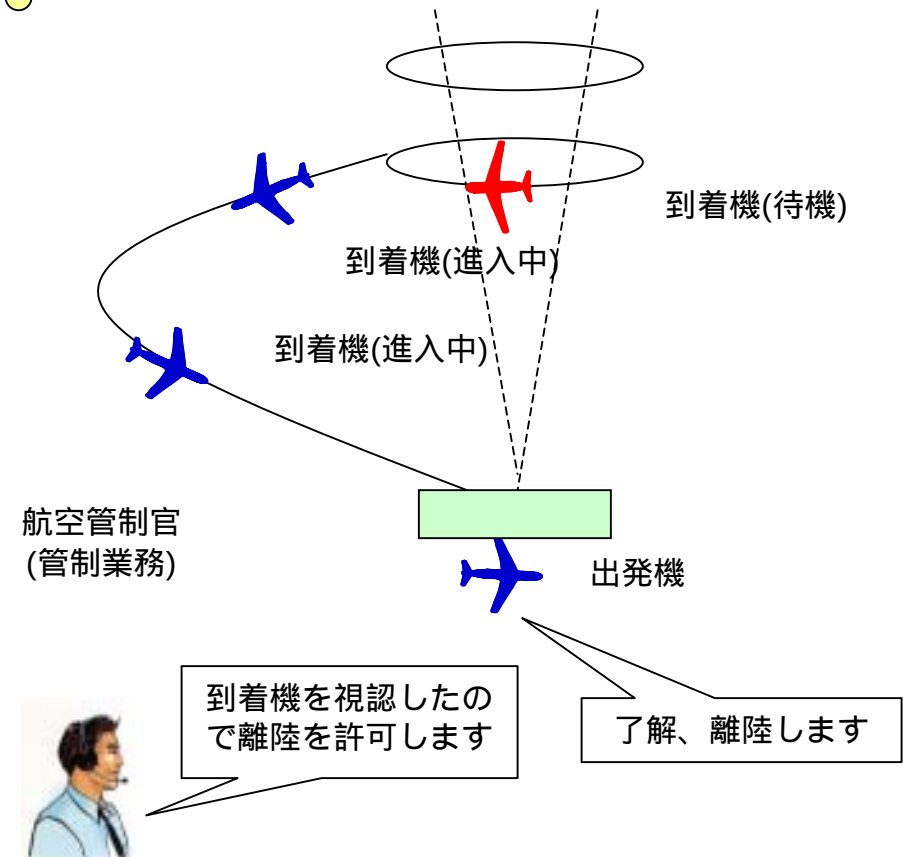
航空管制通信官配置空港

航空管制通信官は間隔を設定する権限がないため、出発機は到着機が着陸するまで離陸できない。また、次の到着機も先行到着機が着陸するまで進入を開始できない。



航空管制官配置空港

管制官は航空機を視認したら管制間隔を設定できるため、出発機を離陸させることができる。また、到着機も進入させることができる。

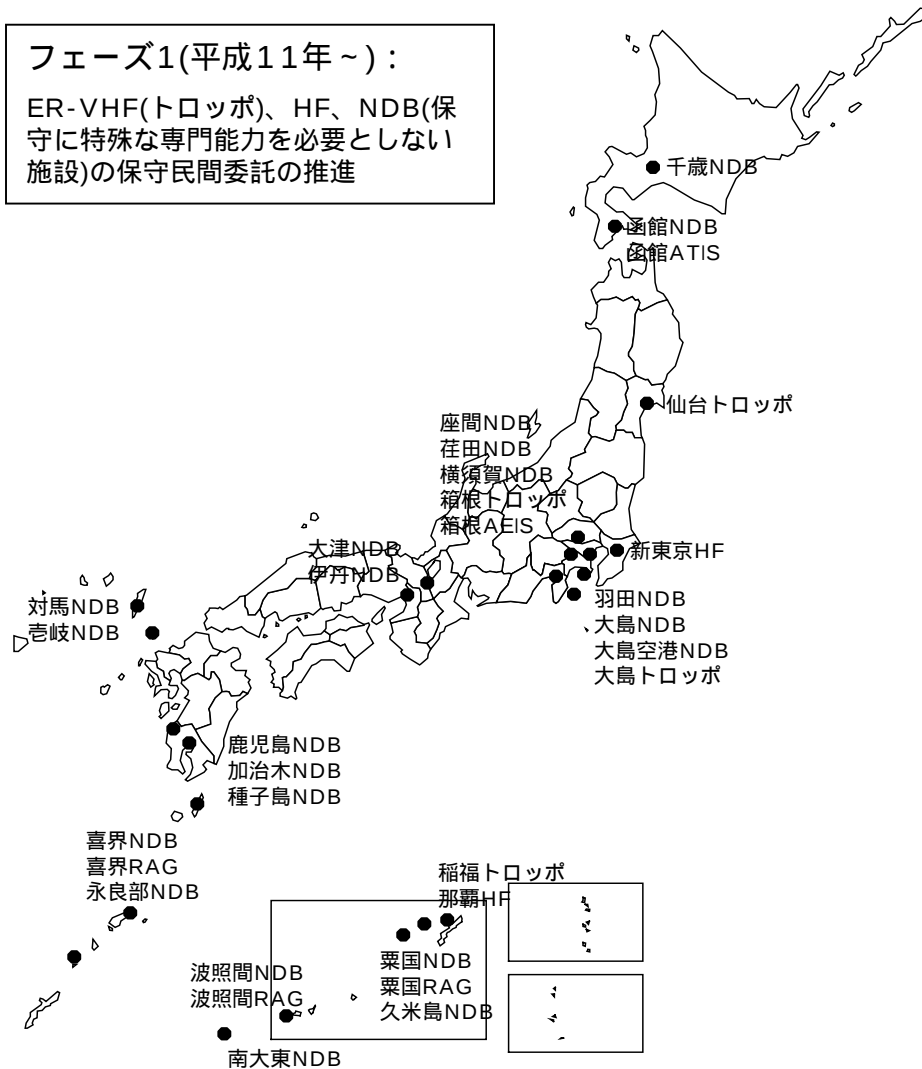


システムの名称		保守等の民間委託	
システムの概要		国際動向	● 主要国の保守業務の民営化実施状況 イタリア、イギリス、オーストラリア、カナダ
航空交通管制業務に使用する施設の保守業務のうち点検・保守作業に高度の専門能力を要しない施設について、平成11年度から航空交通に及ぼす影響が比較的少ない施設について障害発生時の対応等を考慮して上で点検・保守作業の民間委託に着手した。 また、点検・保守作業に高度の専門能力を要する施設については、民間における対応体制の整備の進捗に応じ、民間委託の実施状況の評価・検証の状況を踏まえて、点検・保守作業の民間委託を進める。			
導入の必要性		導入の効果	● 財政的負担の軽減 民間委託の実施に伴い最終的には現在の半分に近い体制まで国の職員を縮減させ、より少ない要員・予算で実施することにより財政的負担軽減をもたらすことが可能となる。 ● 新たな要因需要への的確な対応 また、引き続き予想される厳しい定員状況の下で、次世代航空保安システム等の新システムの導入、運用時間延長に伴う業務量の増大等による新たな要員需要に的確に対応が可能となる。
● 中央省庁改革基本法の条文 中央省庁等改革基本法第22条第9号では、「航空交通管制に用いる機器の整備等について民間の能力を活用すること」とされており、今後、航空交通管制機器の整備等について一層の民間能力の活用を図り、航空保安業務の効率性の向上を図る必要がある。			

平成11年1月26日に制定された「中央省庁等改革に係る大綱」に基づき、航空交通管制のメンテナンス部門について、可能な限り民間委託を行う。民間における対応体制の整備の進捗に応じ、実施状況の評価、検証の状況を踏まえて、対象施設の拡大を行う。

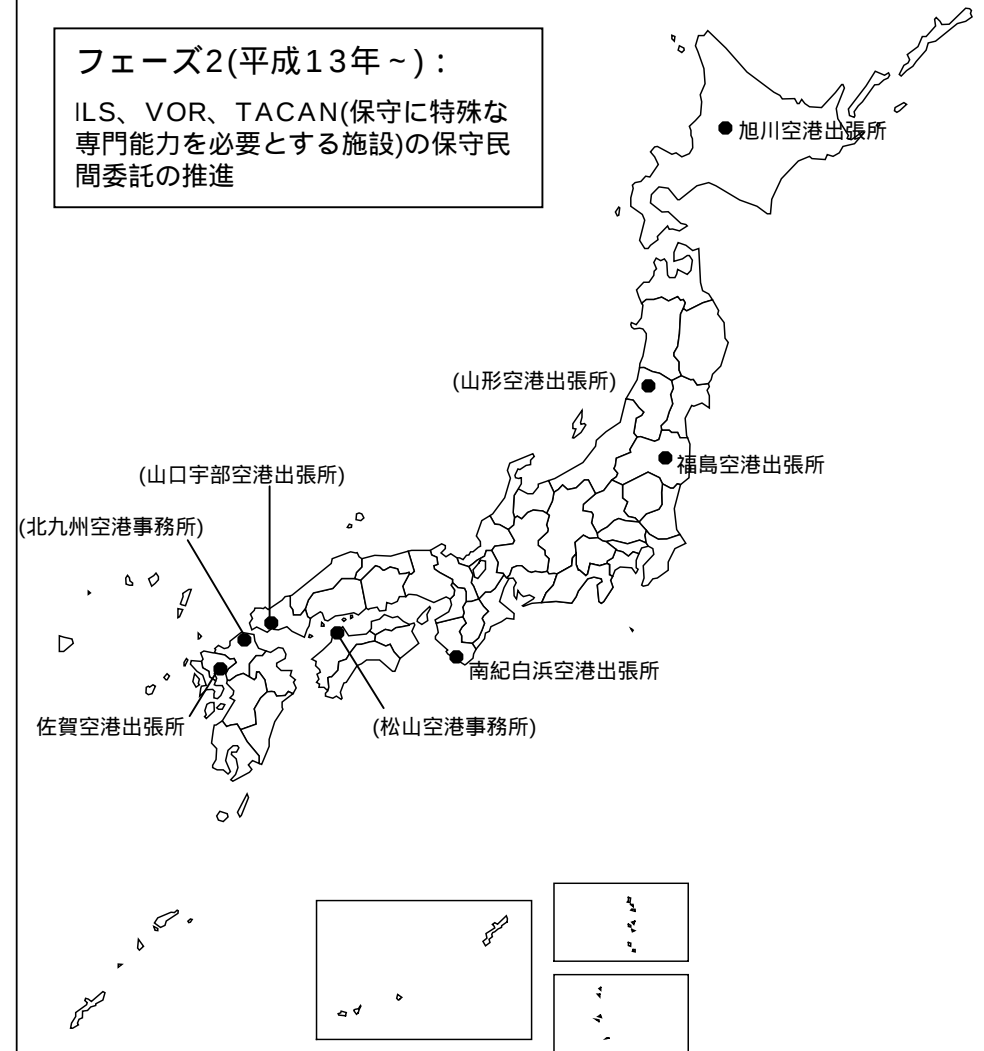
フェーズ1(平成11年～)：

ER-VHF(トロップ)、HF、NDB(保守に特殊な専門能力を必要としない施設)の保守民間委託の推進



フェーズ2(平成13年～)：

ILS、VOR、TACAN(保守に特殊な専門能力を必要とする施設)の保守民間委託の推進



注(1)保守業務とは、無線施設の機能を維持するための 保守の実務 保守計画の策定 保守に係る連絡調整 保守に係るデータの収集、記録

(2)()内は平成14年度委託開始官署

(3)ER-VHF(トロップ)は、Extended Range/Tropospheric Scattering VHF Air to Ground Communication Facilityの略称。